

平成 22 年度 指定管理者監査結果報告書

第一 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査

第二 監査の対象

- 1 公の施設 羽村市自然休暇村清里及び羽村市自然休暇村八ヶ岳少年自然の家
- 2 指定管理者 株式会社 レパスト
- 3 所管課 総務部生活安全課・契約課、教育部生涯学習課

第三 監査の範囲

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までに執行された、公の施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

第四 監査の期間

平成 22 年 10 月 19 日から平成 22 年 12 月 28 日まで
説明聴取日 平成 22 年 11 月 11 日

第五 監査の主眼

- 1 所管課
 - (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨が達成されているか。
 - (2) 指定管理者の指定は、適正、公正に行われているか。
 - (3) 協定書等の締結は、適正に行われているか。
 - (4) 指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。その承認手続きは適正に行われているか。
 - (5) 指定管理者に対する指導監督は適切になされているか。
 - (6) 業務の履行確認は、実績報告書によりなされているか。
- 2 指定管理者
 - (1) 施設の管理運営及び財産の管理は、適切に行われているか。
 - (2) 事業の執行は協定書等の目的及び仕様書のとおり実施されているか。
 - (3) 会計処理は適正になされているか。
 - (4) 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
 - (5) 利用料金の設定は適正になされているか。
 - (6) 収納事務は適正に行われているか。
 - (7) 利用促進のための努力はなされているか。

第六 監査の方法

監査にあたっては、「第五 監査の主眼」に基づき、関係資料の審査、担当者からの説明聴取及び現地調査を実施した。

第七 監査の結果

監査の結果は、以下に述べるとおりである。

1 対象施設の概要

(1) 名 称 羽村市自然休暇村清里及び羽村市自然休暇村八ヶ岳少年自然の家

(2) 所在地 山梨県北杜市高根町清里 3545 番地の 3877

(3) 開設 平成元年 4 月 1 日

(4) 施設の概要

① 敷地面積 33,211.64m²

② 建物面積 6,257.33m² (全体)

③ 建物の概要

- ・羽村市自然休暇村「清里」 鉄筋コンクリート造一部鉄骨 2 階建
一般宿泊施設、収容人数 50 人
- ・羽村市自然休暇村「別荘型宿泊棟」 3 棟 木造平屋建て
別荘型一般宿泊施設、収容人数 15 人
- ・羽村市自然休暇村「八ヶ岳少年自然の家」 鉄筋コンクリート造一部鉄骨 2 階建
青少年団体宿泊施設、収容人数 208 人

(5) 指定管理者制度による管理運営委託

羽村市自然休暇村（以下、「自然休暇村」という。）は、平成 17 年 10 月 1 日から指定管理者制度を導入し、施設の管理を行っている。

- ・指定期間【第 1 期】平成 17 年 10 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日（3 年 6 か月）
指定管理者：株式会社レパスト
- ・指定期間【第 2 期】平成 21 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日（4 年）
指定管理者：株式会社レパスト

2 指定管理者の選定

(1) 選定の経緯

自然休暇村清里及び自然休暇村八ヶ岳少年自然の家は、その設置目的を効果的に達成するため、平成 17 年 10 月 1 日から指定管理者制度を導入している。

指定管理者制度による管理運営委託期間は、上記 1 の(5)に記すとおりであるが、第 1 期の指定期間が満了するにあたり、市では、引き続き指定管理者制度を導入することとし、以下に記載した経緯のとおり、自然休暇村の指定管理者に株式会社レパストを選定した。

○ 指定管理者選定等の経緯

平成 20 年 9 月 1 日 市広報紙に公募のお知らせ等掲載

9月3日	市ホームページに応募要領等掲載・応募要領等配布開始
19日	応募方法等の説明会及び現地見学会を開催
24日	質問受付終了
30日	質問の回答を市ホームページ上に掲載
10月3日	申請受付開始
10日	申請締切（2団体から申請）
16日	羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会の開催
23日	同上
29日	指定管理者候補者選定審査会結果を市長へ報告
29日	行政改革推進本部会議開催
12月9日	平成20年第6回議会（定例会）において、「羽村市自然休暇村清里及び羽村市自然休暇村八ヶ岳少年自然の家の指定管理者の指定について」原案可決
9日	協定書締結
平成21年4月1日	指定管理者による第2期の管理運営開始

(2) 市と指定管理者との協定書の主な内容

自然休暇村を適正かつ円滑に管理するために、市は、株式会社レパストと協定書を締結した。協定書に定める市と指定管理者の主な役割分担等は、次のとおりである。

- ① 指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、市民に保養の場を提供し、心身の健康と福祉の増進並びに青少年の健全育成に資するため宿泊サービス等の効果及び効率を向上させ、もって市民福祉の一層の推進を図ることにあること（協定書第2条）。
- ② 指定期間は、平成21年4月1日から平成25年3月31日までとする（協定書第7条）。
- ③ 指定管理者の業務の範囲は次のとおりである（協定書第8.9条）。

〔本業務〕

- ・ 自然休暇村の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ 自然休暇村の宿泊及び飲食サービスの提供に関する業務
- ・ 自然休暇村の使用の承認、不承認及び使用承認の取消し等に関する業務
- ・ 自然休暇村の利用料金の収納、減免及び返還に関する業務
- ・ その他、自然休暇村の管理に関し市長等が必要と認める業務

〔自主事業〕

- ・ 自然休暇村条例及び少年自然の家条例に定める設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者が自己の責任と費用により実施する事業

- ④ 市が行う業務の範囲は以下のとおりである（協定書第10条）。

- ・ 不払い利用料金の強制徴収業務
- ・ 管理施設の目的外使用許可・占用許可
- ・ 不服申立てに対する決定

- ⑤ 利用料金は、指定管理者の収入とし、自然休暇村条例及び少年自然の家条例に規定する使用料の範囲内において定めるものとする（協定書第29.30条）。

⑥ 市から指定管理者に支払う指定管理委託料は、次のとおりである。また、この指定管理委託料を12で除した額を毎月支払うものとする（協定書第27条）。

ア 平成21年度 66,527,600円

イ 平成22年度 64,879,000円

ウ 平成23年度 63,411,600円

エ 平成24年度 63,211,800円 ※消費税、地方消費税を含む。

⑦ 市の負担する経費等は、下記のとおりである。

ア 1件100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の管理施設の修繕に要する経費。

イ 1件10万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の管理物品の買換えに要する経費（協定書第17条）。

ウ 火災保険料及び施設賠償責任保険料（協定書第34条）。

エ 山梨県に支払う恩賜県有財産賃借料（応募要領Ⅲ—3—(3)）

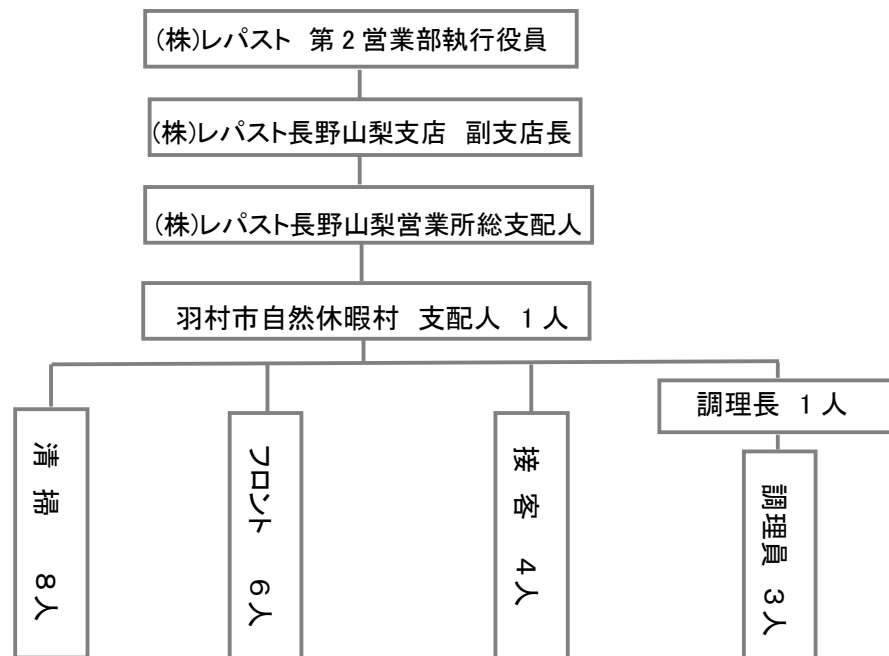
オ 株式会社清里の森管理公社と市が契約した「清里の森」別荘地一般管理契約に基づく共益費（応募要領Ⅲ—3—(4)）

⑧ 管理物品備品及び管理物品消耗品類は、指定管理者に無償貸与する（協定書第21条）。

3 事業概要

(1) 組織

指定管理者が、自然休暇村の管理運営を行うための組織構成は以下のとおりである。



※上記の数字は職員等の人数。清掃8人のうち6人は、シルバー人材センター会員。繁忙期は、指定管理者の他店から応援を受けるとともに、アルバイトを雇用している。

(2) 事業の内容

指定管理者の主な管理運営に関する業務は、宿泊予約や食堂運営、フロント・接客・客室等のサービスなど施設の利用に関する業務、清掃、ごみ処理、夜間警備や機械器具操作、設備の保守点検など施設の設備及び衛生管理に関する業務、利用促進や事業報告書の作成、関係機関との連絡調整などの業務である。

「安全」「真心」「和顔」を社是とする指定管理者は、安全を第一に真心と和顔をもって、「お客様第一主義」に努めた施設運営を実施することで、自然休暇村の目的の実現を目指している。

施設運営に際しては、「公共性、安全性、快適性、(利用者が楽しめる) イベント性、効率性」を踏まえ、これまで施設管理運営で培ったノウハウを生かして、利用者に喜ばれるより一層充実したサービスの提供、「目配り・気配り」による施設の維持管理業務に誠実に取り組むことを基本的な考え方としている。

平成 22 年度上期に実施した「自然休暇村ご利用アンケート」(回収数 133 枚)をみると、フロントサービスに対して「良い」が 71.8%、「普通」が 16.7%であり、「悪い」という回答は 0.8%にとどまっている。また、玄関・ロビー、客室・風呂の清潔感については、「良い」が 73.3%、「普通」が 15.8%で、「悪い」が 2.3%であり、利用者から好評な施設運営が実施されていることが伺えるものである。

利用料金は、市条例に規定する使用料の範囲内において定められており、周辺施設の利用料金と比較し市民に利点のある料金、割安感のある団体価格など利用しやすい価格設定を行い、指定管理者の収入としている。前述したアンケートの結果では、「安い」が 58.6%、「高い」が 3.8%となっている。また、指定管理者は、この利用料金のほか食事等の提供に伴う料金や売店等の売上に伴う収入がある。

食事については、フード・コンストラクターである会社のノウハウを生かし、郷土色豊かで旬をいかした料理を提供している。料理の味についても、前述したアンケートで 56.4%が「良い」、24.8%が「普通」と回答しており好評である。

集客対策としては、アナウンス活動による新規顧客の開拓、ダイレクトメール等によるリピーターの増加対策等をポイントに、アンケート等により利用者要望を的確に把握しながら、各種イベントの実施や売店運営、利用者の利便性に配慮した予約受付を行っている。

なお、監査対象期間に、指定管理者が実施した事業の状況は第 1 表のとおりである。

「自然休暇村ご利用アンケート」の結果集計について

フロントについては、「予約時の電話対応、あいさつ、身だしなみ、情報提供」の 4 項目に分け、「良い・普通・悪い」の中から回答を求めている。部屋の清潔感については、「玄関・ロビー、客室・風呂」の 2 項目に分け回答を求めている。文中の集計は、この項目を集計し算出している。なお、このアンケートは、市及び教育委員会が実施したもの。

第1表 イベントの状況

(1) 星のふるさと事業（星空観察会）

【平成 21 年度】

実施月	開催日数	参加者	実施月	開催日数	参加者	実施月	開催日数	参加者
4月	6日	90人	8月	3日	178人	12月	1日	12人
5月	5日	139人	9月	7日	397人	1月	4日	62人
6月	5日	157人	10月	8日	104人	2月	3日	86人
7月	3日	52人	11月	4日	38人	3月	4日	63人

【平成 22 年度上半期】

実施月	開催日数	参加者	実施月	開催日数	参加者	実施月	開催日数	参加者
4月	5日	84人	6月	1日	35人	8月	5日	188人
5月	6日	108人	7月	4日	49人	9月	4日	129人

■施設内の天体観測室で、主に週末、観察会を実施。宿泊者等の要望にも、適宜対応している。

(2) 主な伝承事業ディスプレイ・情報提供事業

【平成 21 年度】

実施月	事業名
4月	鯉のぼりと五月武者人形飾り（5月まで）
5月	さき織り体験会、紙芝居、堀川ひとみライブ、子供の日スペシャル、鯉まつり
6月	メジマグロ祭り
7月	七夕飾り(8月まで)、溪流釣り、藍染作品展(8月まで)
8月	夏休みビデオシアター、藍染体験会、紙芝居と折り紙、溪流釣り
9月	フライン清里コラボレーション(フラダンスのイベント)
10月	正面玄関前ディスプレイ(菊の鉢)、まぐろ祭り、八ヶ岳音楽祭
11月	ワインとギターの夕べ、雲水窯展示
12月	クリスマスディスプレイ、年越しそば、樽酒
1月	正月飾り、初日の出、甘酒、餅つき大会、子ども達へのお年玉
2月	開村20周年記念イベント、あなたが選ぶ地酒ランキング(3月まで)
3月	ひな祭り

【平成 22 年度上期】

実施月	事業名
4月	鯉のぼりと5月武者人形飾り（5月まで）
5月	こども縁日
6月	メジマグロ祭り、フライン清里コラボレーション
7月	七夕飾り、溪流釣り
8月	夏休みビデオシアター、高原の朝市、溪流釣り、さき織り体験会、藍染体験会

■その他、月替わりで暦の湯(ハーブ系の湯、日本酒の湯等)を実施するとともに、近くの畑を借りて宿泊者に収穫体験の場を提供する自由農園事業も実施している。

(3) 施設利用者数の状況

自然休暇村の施設利用者数の状況は、第 2.3 表のとおりである。

指定管理者第 2 期に移行した平成 21 年度の施設利用者数は、年間 14,521 人で、前年度（平成 20 年度：15,619 人）と比べて 1,098 人（7.0%）減少している。これを施設形態別にみると、保養施設である清里利用者数は 205 人、3.9%の減少にとどまっているものの、八ヶ岳少年自然の家は 907 人、9.0%と大きく減少している。

月別の利用者状況をみると、第 3 表のとおり、上期は前年度を 651 人（7.3%）上回っているものの、下期は 1,098 人（7.0%）下回っている。

この減少の主な要因は、指定管理者の報告書に記載されているように学校行事（市内中学校スキー教室の実施学年が変更となる関係で、20 年度に 2 学年分のスキー教室を実施）の影響によるものが大きいと伺える。

また、「平成 21 年山梨県観光客動態調査結果」（山梨県発行）をみると、山梨県全体の宿泊客数は前年比 6.2%の減少とあり、自然休暇村のある八ヶ岳高原周辺は 3.6%の減少という数値がでている。施設別にみると、公共宿泊施設は 16.3%の減少、社会教育施設 7.7%の減少とあり、経済不況による宿泊を伴う旅行を抑える傾向と 4 月以降の新型インフルエンザの影響が減少の大きな要因とされている。

平成 22 年度上期の施設利用者数は、前年度（平成 21 年度）上期と比べ、1,141 人（11.9%）下回っている。

このように利用者数の減少は続いているものの、指定管理者は下表の〔参考〕にあるとおり、第 1 期指定期間の中で、当初の実績から利用者数を 1,814 人伸ばしている。

第 2 期指定期間においては、指定管理者と協定書を交わした区市町村の住民が利用日の 1 か月前から申込みをした場合、利用料金は「市内在住・在勤者等と同額」という施設の利用促進を図る指定管理者の提案を、市が許可している。広報紙への掲載・公共施設でのパンフレットの配布等、自然休暇村の利用促進に承諾し協定書を交わした自治体は 9 団体で、その自治体住民の施設利用者は、平成 21 年度実績 367 人で宿泊者の 2.6%を占めている。

第2表 施設利用者数の状況(第2期)

項目	平成20年度	平成21年度	対前年度比較	平成21年度	平成22年度	対前年度比較
				上期(4-9月)	上期(4-9月)	
清里 本館宿泊者	4,526	4,297	△ 229	2,480	2,300	△ 180
清里 別荘宿泊者	714	738	24	501	422	△ 79
少年自然の家宿泊者	10,064	9,157	△ 907	6,295	5,484	△ 811
テントサイト利用者	315	329	14	329	258	△ 71
合計	15,619	14,521	△ 1,098	9,605	8,464	△ 1,141

〔参考〕施設利用者数の状況(第1期)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	比較(対18年度)
清里 本館宿泊者	4,504	4,418	4,927	4,526	108
清里 別荘宿泊者	888	890	806	714	△ 176
少年自然の家宿泊者	8,842	7,984	10,632	10,064	2,080
テントサイト利用者	360	513	303	315	△ 198
合計	14,594	13,805	16,668	15,619	1,814
指定管理委託料	36,170,400	68,602,800	67,279,800	65,798,250	△ 2,804,550

第3表 月別施設利用者数の状況

(単位:人)

区分 月別	平成21年度							平成22年度						
	大人	子ども	幼児	合計	前年度	比較(人)	増減比	大人	子ども	幼児	合計	比較(人)	増減比	
4月	224	62	6	292	443	△ 151	△ 34.1	564	60	15	639	347	118.8	
5月	746	444	71	1,261	1,175	86	7.3	602	110	61	773	△ 488	△ 38.7	
6月	395	742	20	1,157	905	252	27.8	360	66	14	440	△ 717	△ 62.0	
7月	882	871	48	1,801	1,454	347	23.9	887	1,037	41	1,965	164	9.1	
8月	1,420	1,929	97	3,446	3,727	△ 281	△ 7.5	1,570	1,896	129	3,595	149	4.3	
9月	881	703	64	1,648	1,250	398	31.8	544	473	35	1,052	△ 596	△ 36.2	
上期計	4,548	4,751	306	9,605	8,954	651	7.3	4,527	3,642	295	8,464	△ 1,141	△ 11.9	
10月	888	112	27	1,027	1,290	△ 263	△ 20.4							
11月	465	24	14	503	646	△ 143	△ 22.1							
12月	436	106	48	590	738	△ 148	△ 20.1							
1月	581	1,190	81	1,852	2,086	△ 234	△ 11.2							
2月	296	99	56	451	1,381	△ 930	△ 67.3							
3月	317	149	27	493	524	△ 31	△ 5.9							
合計	7,531	6,431	559	14,521	15,619	△ 1,098	△ 7.0	4,527	3,642	295	8,464	△ 1,141	△ 11.9	
前年度	7,768	7,271	580	15,619				4,548	4,751	306	9,605			
比較(人)	△ 237	△ 840	△ 21	△ 1,098				△ 21	△ 1,109	△ 11	△ 1,141			
増減比	△ 3.1	△ 11.6	△ 3.6	△ 7.0				△ 0.5	△ 23.3	△ 3.6	△ 11.9			

(4) 収支の状況

自然休暇村の平成21年度収入支出決算状況及び平成22年度上期収入支出決算見込(消費税別)は、第4表のとおりである。

平成21年度の収入決算額は、1億4,209万3,808円である。このうち市からの委託料は6,335万9,620円で、収入総額に占める割合は44.6%である。また、宿泊料等の施設部門収入は3,169万5,959円、食事代、宴会代及び売店売上金等の飲料部門収入は4,703万8,229円で、収入総額に占める割合はそれぞれ22.3%、33.1%である。また、仕入率を差し引いた粗利益は、1億1,022万6,321円である。

支出決算額は1億693万9,807円で、その主なものは直接経費の5,348万4,021円、人件費の4,923万8,143円、共通経費の365万1,839円で、支出総額に占める割合はそれぞれ50.0%、46.1%、3.4%である。

収支決算額は、328万6,514円の黒字決算となっている。

平成22年度上期(4~9月)の収入決算額は、7,762万798円である。このうち市からの委託金は3,089万4,286円で、収入総額に占める割合は39.8%である。また、施設部門収入は1,968万732円、飲料部門収入は2,704万5,780円で、収入総額に占める割合はそれぞれ25.4%、34.8%である。また、仕入率を差し引いた粗利益は、5,914万1,153円である。

支出決算額は5,075万9,747円で、その主なものは直接経費の2,433万147円、人件費の2,369万4,814円、共通経費の204万1,440円で、支出総額に占める割合はそれぞれ47.9%、46.7%、4.0%である。

収支決算額は、838万1,406円の黒字を見込んでいる。

第4表 収入支出決算状況(平成21年4月1日～平成22年9月30日)

1 収入の部(消費税別)

(単位 金額:円、率:%)

項 目	平成21年度		平成22年度		
	全期	構成率	上期(4-9月)	構成率	
市委託料	63,359,620	44.6	30,894,286	39.8	
施設部門	清里本館宿泊料	12,110,615	8.5	7,032,133	9.1
	清里別荘宿泊料	2,299,048	1.6	1,385,714	1.8
	少年自然の家宿泊料	16,696,000	11.8	10,823,285	13.9
	テントサイト利用料	122,381	0.1	122,381	0.2
	休憩・備品利用料	467,915	0.3	317,219	0.4
合 計	31,695,959	22.3	19,680,732	25.4	
飲料部門	食事代	31,299,429	22.0	17,071,143	22.0
	宴会等売上金	7,023,213	5.0	4,857,145	6.3
	飲料売上金	2,407,867	1.7	1,505,905	1.9
	売店売上金	6,307,720	4.4	3,611,587	4.6
合 計	47,038,229	33.1	27,045,780	34.8	
総 合 計	142,093,808	100.0	77,620,798	100.0	
仕 入 率	22.4%		23.8%		
粗 利 益	110,226,321		59,141,153		

2 支出の部(消費税別)

(単位 金額:円、率:%)

項 目	平成21年度		平成22年度	
	全期	構成率	上期(4-9月)	構成率
人件費	49,238,143	46.1	23,694,814	46.7
賞与引当金	565,804	0.5	693,346	1.4
直接経費	53,484,021	50.0	24,330,147	47.9
共通経費	3,651,839	3.4	2,041,440	4.0
合 計	106,939,807	100.0	50,759,747	100.0
営業利益	3,286,514		8,381,406	

3 平成21年度損益計算書(消費税別)

(単位:円)

科 目	金 額	
[経常損益の部] (営業損益)		
【売上高】		142,093,808
委託金	63,359,620	
施設部門	31,695,959	
飲料部門	47,038,229	
【売上原価】		138,807,294
経常利益		3,286,514
当期純利益		3,286,514
レパスト補填分		0
当期末処分利益		3,286,514

注1) 自然休暇村の経理は独立採算制ではないため、貸借対照表はない。

注2) 平成22年度(上期)収入支出決算書は、中間決算をしていないため、概算である。

4 総括

自然休暇村の指定管理者である株式会社レパスト及び所管課について監査を行った結果、指定管理者選定及び指定に関する事務、協定書の締結に係る事務及び公の施設の管理運営、会計経理等に関する事務及び関連する事務事業の執行は、おおむね適切に処理されているものと認められた。

また、所管課においても、毎月定期的に自然休暇村を訪問し指定管理者職員から事業報告を受けるとともに協議を行うなど履行確認及び指導監督はおおむね適切に行われていた。

自然休暇村に指定管理者制度を導入した目的は、民間活力の導入による質の高いサービスの提供と、競争原理によるコストの削減を図るためである。その意味で、自然休暇村の第2期の指定管理者に株式会社レパストを指定し管理運営させたことは、指定管理者制度を導入した目的が遂行されていると認められた。

なお、監査における個別の意見等は、下記のとおりである。

◆指定管理者制度の定着について

自然休暇村に指定管理者制度を導入し第2期目を迎え、安定した運営がなされており、本制度の定着を認識することができた。指定管理者は仕様に沿った施設運営を行い、創意工夫した管理運営ができており、また、施設の安全性や衛生管理についても重点的に取り組んでおり、その実績は、所管課との信頼関係が築かれていることから伺える。

経営面は、市が指定管理委託料を支払い経営支援をしているものの、平成21年度の収支では328万7千円黒字決算となっている。指定管理委託料が前年度と比べ72万9千円増加しているものの、施設利用者数1,098人減少する中、サービスの質を落とさずに収支をマイナスにすることなく管理経費の削減を図り、効率的運営に努められていることが推察され指定管理者の努力を評価するところである。

今後も継続的・安定的な本制度の定着により、公の施設としての安全性を確保し、より質の高いサービスの提供が図られることを期待するものである。

◆自然休暇村の利用促進に向けて

指定管理者は、利用促進のための取組みとして、各種イベントの実施や他自治体との協定など創意工夫した営業活動を行っているものの、利用者数の増加にはつながっていない現状がある。他自治体住民の利用は増えているが、羽村市民の利用が減ってきているとの報告もある。このような状況の中で、指定管理者は、市の行事でPR活動を行うなど細やかな努力をしており評価するところである。

施設の利用促進のためには、市も、指定管理者を適切に指導監督するだけでなく、共に知恵を絞り指定管理者との協働・連携により更なる利用促進のために行動することが求められる。利用者の増加は収入増になり、将来的には指定管理委託料にも反映され、相互に効果をもたらすことにつながる。自然休暇村の利用促進に向けては、指定管理者の創意工夫した営業活動と併せ、市も、これまで以上に利用対象者の範囲を拡大するなど、より一層の柔軟な取組み（企業努力）が必要なものと考えられる。

◆施設の修繕計画について

自然休暇村も平成元年に開設してから20年以上が経過し、施設の修繕等が課題となっている。また、開設後の経過年数と合わせ寒冷地という立地条件を考慮すると、施設そのものや各種機械の劣化は激しいものと推測できる。施設の修繕については、1件100万

円以上のものについては市の費用と責任において実施し、100万円未満のものについては指定管理者の費用と責任において実施するとしている。指定管理者は利用者の要望を踏まえ、自分達の手でトイレにウォシュレットを設置するなど努力しており評価するところである。

財政の厳しい状況の中ではあるが、この施設の安全性を更に確保し老朽化を防ぎ寿命を延ばすためにも、施設の修繕計画について早急に考慮すべきと考える。

また、施設の延命のためには、何よりも日ごろの清掃・手入れが重要である。指定管理者の「目配り・気配り」による施設の維持管理業務の更なる推進を期待するところである。